

諮問事項

特定公的給付に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供の一括承認について

[ 本人外収集 ] ( 変更 )

一括承認基準 25 について、次のとおり変更する。変更前の臨時福祉特別給付金事業及び個別承認を得ている各事業については、変更後の基準に該当するため、例示として挙げる。

【変更後】

本人外収集に係る一括承認基準	例示
<p>25 国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に、又は経済事情の急激な変動による影響を緩和する等のために支給される公的給付（個別の法律の規定によらないものに限る。）に関し、支給対象者の抽出、支給要件の該当性の判定、施設入所者の把握、支給状況の把握その他の支給の実施に必要な職務遂行のために、国、他の地方公共団体その他の公的団体から支給対象者等に係る個人情報を収集する場合</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">区からの働きかけに応じて提供される場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 臨時福祉特別給付金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害基礎年金、遺族基礎年金、原爆被爆者諸手当受給者リスト</li> <li>・ 児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者リスト</li> </ul> </li> <li>* 地域振興券交付事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害基礎年金、遺族基礎年金、原爆被爆者諸手当受給者リスト</li> <li>・ 児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者リスト</li> <li>・ 里親委託者リスト</li> <li>・ 社会福祉施設入所者リスト、老人福祉法の規定に基づく養護委託者リスト、らい病予防法の廃止に関する法律の規定に基づく援護者リスト</li> </ul> </li> <li>* 臨時福祉給付金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族年金等受給者リスト</li> <li>・ 原爆被爆者諸手当受給者リスト</li> <li>・ 毒ガス障害者対策手当、ガス障害者対策手当受給者リスト</li> </ul> </li> <li>* プレミアム付商品券事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）、ハンセン病療養所入所者家族生活援護費受給者リスト</li> <li>・ 小規模住居型児童養育事業、里親委託者リスト</li> <li>・ 障害児入所施設、指定医療機関、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業入所者等リスト</li> <li>・ 障害者支援施設、のぞみの園入所者リスト</li> <li>・ 婦人保護施設入所者リスト</li> <li>・ 母子生活支援施設入所者リスト</li> </ul> </li> <li>* 子育て世帯臨時特別給付金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模住居型児童養育事業、里親委託者リスト</li> <li>・ 障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業入所者等リスト</li> <li>・ 障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、婦人保護施設入所者等リスト</li> </ul> </li> <li>* 特別定額給付金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模住居型児童養育事業、里親委託者リスト</li> <li>・ 障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業入所者等リスト</li> <li>・ 障害者支援施設、のぞみの園入所者リスト</li> <li>・ 婦人保護施設入所者リスト</li> <li>・ 救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設及び母子生活支援施設入所者等リスト</li> </ul> </li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>* ひとり親世帯臨時特別給付金</li> <li>・ ひとり親世帯臨時特別給付金受給者台帳</li> <li>* 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)</li> <li>・ 子育て世帯生活支援特別給付金受給者台帳</li> </ul>
--	--	---

【変更前】

本人外収集に係る一括承認基準		例示
区からの働きかけに応じて提供される場合	<p>25 国が実施する臨時福祉特別給付金事業を受託して行うに当たり、あらかじめ受給要件を具備する者を抽出し、対象者に申請書を送付することにより同給付金の申請漏れを防止するため、受給要件に係る個人情報を収集する場合</p> <p style="text-align: right;">(H10.7.24承認)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 次に掲げる年金又は手当の受給者のリスト</li> <li>・ 障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの</li> <li>・ 遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの</li> <li>・ 原子爆弾被爆者諸手当（医療特別手当、特別手当、健康管理手当又は保健手当）</li> <li>* 児童扶養手当又は特別児童扶養手当受給者のリスト</li> </ul>

[ 目的外利用 ] ( 変更 )

一括承認基準 24 について、次のとおり変更する。変更前の臨時福祉特別給付金事業及び個別承認を得ている各事業については、変更後の基準に該当するため、例示として挙げる。

【変更後】

目的外利用に係る一括承認基準	該当する法令名等 ( 例示 )	目的外利用の項目
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他行政執行上特に必要な場合</p>	<p>24 国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に、又は経済事情の急激な変動による影響を緩和する等のために支給される公的給付 ( 個別の法律の規定によらないものに限る。 ) に関し、支給対象者の抽出、支給要件の該当性の判定、施設入所者の把握その他の支給の実施に必要な職務遂行のために、支給対象者等に係る個人情報をも目的外利用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 臨時福祉特別給付金</li> <li>・ 老齢福祉年金受給者名簿、税務情報データファイル、生活保護台帳、生活保護支給明細書 ( 財団分 )、障害児福祉手当、特別障害者手当受給者リスト、福祉手当 ( 経過措置分 ) 受給者リスト、措置決定調書、老人福祉手当受給者名簿</li> <li>* 地域振興券交付事業</li> <li>・ 老齢福祉年金受給者台帳、税務情報データファイル、生活保護台帳、生活保護支給明細書 ( 財団分 )、障害児福祉手当、特別障害者手当受給者リスト、福祉手当 ( 経過措置分 ) 受給者リスト、措置決定調書、老人福祉手当受給者名簿</li> <li>・ 外国人登録台帳</li> <li>* 定額給付金</li> <li>・ 外国人登録台帳</li> <li>* 子育て応援特別手当</li> <li>・ 外国人登録台帳</li> <li>・ 児童手当受給者台帳</li> <li>* 臨時福祉給付金</li> <li>・ 介護保険被保護者台帳、国民健康保険被保険者台帳、生活保護被保護者台帳、中国残留邦人等支援給付受給者、ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費、非入所者給与金 ( 援護加算分 ) 受給者リスト</li> <li>・ 施設入所児童リスト</li> <li>・ 児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当 ( 経過措置分 ) 受給者台帳</li> <li>* 子育て世帯臨時特例給付金</li> <li>・ 児童手当受給者台帳、生活保護被保護者台帳、中国残留邦人等支援給付受給者、ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費、非入所者給与金 ( 援護加算分 ) 受給者リスト</li> <li>・ 施設入所児童リスト</li> <li>* プレミアム付商品券事業</li> <li>・ 生活保護被保護者台帳、中国残留邦人等支援給付受給者リスト</li> <li>・ 障害者支援施設等、母子生活支援施設入所者リスト、虐待による入所措置等障害者・高齢者リスト</li> <li>* 子育て世帯臨時特別給付金</li> <li>・ 児童手当受給者台帳</li> <li>・ 施設入所児童受給者台帳</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 特別定額給付金</li> <li>・ 障害者支援施設等、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、母子生活支援施設入所者リスト、虐待による入所措置等障害者・高齢者リスト</li> <li>* ひとり親世帯臨時特別給付金</li> <li>・ 児童扶養手当、児童育成手当受給者台帳</li> <li>* ひとり親家庭支援事業</li> <li>・ 児童扶養手当受給者台帳</li> <li>* 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)</li> <li>・ 児童手当、特別児童扶養手当受給者台帳</li> </ul>	
--	--	---	--

【変更前】

目的外利用に係る一括承認基準		該当する法令名等（例示）	目的外利用の項目
その他行政執行上特に必要な場合	<p>24 国が実施する臨時福祉特別給付金事業を委託して行うに当たり、あらかじめ受給要件を具備する者を抽出し、対象者に申請書を送付することにより同給付金の申請漏れを防止するため、受給要件に係る個人情報を目的外利用する場合</p> <p>(H10.7.24承認)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 老齢福祉年金受給者名簿</li> <li>* 税務情報データファイル</li> <li>* 生活保護台帳</li> <li>* 生活保護支給明細書（財団分）</li> <li>* 障害児福祉手当受給者リスト</li> <li>* 特別障害者手当受給者リスト</li> <li>* 福祉手当（経過措置分）受給者リスト</li> <li>* 措置決定調書</li> <li>* 老人福祉手当受給者名簿</li> </ul>	

[ 外部提供 ] ( 追加 )

一括承認基準 26 として、次のとおり追加する。個別承認を得ている各事業については、追加する基準に該当するため、例示として挙げる。

外部提供に係る一括承認基準	該当する法令名等 ( 例示 )	外部提供項目
<p>26 国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に、又は経済事情の急激な変動による影響を緩和する等のために支給される公的給付 ( 個別の法律の規定によらないものに限る。 ) に関し、支給対象者の抽出、支給要件の該当性の判定、施設入所者の把握、支給状況の把握その他の支給の実施に必要な職務遂行のために、国、他の地方公共団体その他の公的団体へ支給対象者等に係る個人情報等を外部提供する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* プレミアム付商品券事業</li> <li>・ 障害者支援施設等、母子生活支援施設入所者リスト</li> <li>* 子育て世帯臨時特別給付金</li> <li>・ 施設入所児童受給者リスト</li> <li>* 特別定額給付金</li> <li>・ 障害者支援施設等、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設、母子生活支援施設入所者リスト</li> <li>* ひとり親世帯臨時特別給付金</li> <li>・ ひとり親世帯臨時特別給付金受給者台帳</li> <li>* 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)</li> <li>・ 子育て世帯生活支援特別給付金受給者台帳</li> </ul>	